

資 料 編

資料1	南丹市美しいまちづくり条例	… 資-1
資料2	市の概況	… 資-4
資料3	アンケート調査結果概要	… 資-7
資料4	数値指標の設定根拠	… 資-14
資料5	環境保全活動の紹介	… 資-16
資料6	温室効果ガス排出量算定資料	… 資-18
資料7	計画の策定体制と経緯	… 資-20
	用語解説	… 資-22

資料1 南丹市美しいまちづくり条例

平成18年1月1日
条例第166号

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 自然景観保全(第7条—第9条)
- 第3章 まち並み保全(第10条)
- 第4章 生活環境の育成
(第11条—第15条)
- 第5章 水質保全(第16条・第17条)
- 第6章 環境美化推進委員
(第18条—第20条)
- 第7章 土地開発、建築の規制
(第21条—第23条)
- 第8章 公害発生防止
(第24条—第26条)
- 第9章 推進体制(第27条)
- 第10章 環境基本計画
(第28条・第29条)
- 第11章 補則(第30条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、南丹市の美しいまちづくり施策を推進する上で、生活環境、自然環境、景観の維持保全を図り、市並びに市民及び市内外の関係者の責務を定め、美しいまちづくりの推進を目的とする。

(基本理念)

第2条 市民は、南丹市の優れた自然と先人から受け継いだ歴史的、文化的遺産を将来にわたって継承し、潤いと安らぎに満ちた美しい景観と住みよい環境づくりを推進する。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「起業者」とは、南丹市の区域内における開発行為に係る工事の請負契約の発注者又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。
- (2)「来訪者」とは、観光・レクリエーションを目的として南丹市を訪れる者をいう。
- (3)「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更及びこれら

に類するとみなし得る行為をいう。

(市の責務)

第4条 市は、総合計画に基づくまちづくりの方針により、環境の維持保全が実現されるよう、総合的な施策の実施に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活において互いにその生活環境を損なうことのないよう心掛け、自ら進んで良好な環境の形成に努めなければならない。

(関係者の責務)

第6条 市内外の関係者は、営業又はその他の活動を行うに当たり、美しいまちづくりによる良好な環境の創造に努めなければならない。

第2章 自然景観保全

(緑の保全)

第7条 南丹市、市民、起業者及び来訪者(以下「市民等」という。)は豊かな生活環境を確保するために、不可欠な要素である優れた風景地の緑を保全し、地域の緑化に努めなければならない。

(緑化の推進)

第8条 市は、その管理する公園、広場その他の公共の場所の敷地内に樹木又は花き等を植栽し、その育成に努めなければならない。

(緑化の普及)

第9条 市民等は、自己の所有し、又は管理する土地等に樹木又は花き等の植栽を行い、土地等の緑化による良好な環境の育成に努めなければならない。

第3章 まち並み保全

(美化意識の高揚)

第10条 市民等は、豊かな自然環境、美しい集落景観を維持することが、快適な生活に欠くことのできない貴重な財産であることを理解し、自然の保護と環境の美化に努めなければならない。

第4章 生活環境の育成

(実践活動)

第11条 市民等は、美しいまちづくりのため、河川・道路や行楽地等におけるごみの持ち帰り運動の推進及び美化清掃活動を推進しなければならない。

2 市民等は、土木及び建築工事等に伴う資材、廃材又は廃車の保管については、その周囲を清潔に保ち、環境の美化に努めなければならない。

(環境美化)

第12条 市民等は、家庭の外で生じさせた空き缶、空き瓶、吸殻その他の廃棄物等(以下「廃棄物等」という。)を持ち帰り、又は回収する容器へ収納するよう努めなければならない。

第12条の2 犬、猫その他の愛がん動物の飼育者は、その動物に適した管理に努めるとともに、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすことのないように飼育しなければならない。

第12条の3 土地又は建物の所有者及び管理者は、当該土地又は建物が地域の良好な生活環境を損なう状況にならないよう努めなければならない。

(関係者の適正処理)

第13条 市内外の関係者は、その活動によって生じる廃棄物の散乱を防止し、生じた廃棄物等を自らの責任と負担において適正に処理し、市の実施する施策に協力するものとする。

(廃棄物の再利用)

第14条 市民等は、物の大切さを認識し、可能な限り活用できる廃棄物の再利用の促進に努めなければならない。

(散乱防止重点区域)

第15条 市長は、ごみの散乱を特に防止する必要があると認める区域をごみの散乱防止重点区域として指定することができる。

第5章 水質保全

(水質対策)

第16条 市は、河川の水質を守るため、汚濁防止と水質保全に努めるものとする。

(河川愛護)

第17条 市民等は、廃食用油等の処理及び洗剤の使用等を適正に行い水質保全に努め、調理くず及び廃棄物等を水路、河川に投棄してはならない。

第6章 環境美化推進委員

(設置)

第18条 健康で文化的な生活を推進し、地域の環境保全と市民の健康増進のために、各地区に環境美化推進委員(以下「委員」という。)を設置する。

(任期)

第19条 委員は、当該地区住民の推薦に基づき、市長がこれを委嘱し、その任期は1年とする。ただし、やむを得ぬ事由により任期の中途において退職する場合は、後任者は前任者の残任期間とする。

(任務)

第20条 委員は、当該地区において次の各号に掲げる事項の実施については、次のとおりとする。

- (1)地域住民への環境美化及び衛生意識の啓発、高揚の指導
- (2)地域で行う環境美化活動及びこれに関する指導
- (3)地域住民へのごみの分別・回収、及び再資源化の方法の啓発指導
- (4)地域のごみ収集施設の管理・運営に関すること。
- (5)その他環境衛生の促進に関すること。

第7章 土地開発、建築の規制

(風俗営業店等の規制)

第21条 次に掲げる区域については美しい自然景観を守り、良好な生活環境の保全を図るため、パチンコ店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号に規定する遊技場のうちマージャン遊技を目的とするものを除く遊技施設)の設置は認めない。

- (1) 旧美山町の区域
- (2) その他特に市長が定める区域

(ゴルフ場開発の規制)

第22条 次に掲げる区域についてはゴルフ場(5ヘクタール以上)の開発については認めない。

- (1) 旧美山町の区域
- (2) その他特に市長が定める区域

(廃棄物処理施設の規制)

第23条 一般及び産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、法律に定めのあるもののほか、地域特性に配慮するとともに生活環境保全等に支障のないようにしなければならない。

第 8 章 公害発生防止

(公害の防止)

第 24 条 市民等は、近隣に迷惑となる騒音、煤煙、悪臭等の発生防止に努めなければならない。

(不法投棄の防止)

第 25 条 すべての市民は、廃棄物等を河川、道路、山林等に投棄してはならない。

(野焼きの禁止)

第 26 条 すべての市民は、廃棄物を畑、ドラム缶等で焼却してはいけない。

第 9 章 推進体制

(推進体制の確立)

第 27 条 この条例を円滑に推進するため、南丹市の環境を守り育てる会(以下「育てる会」という。)を設置する。

2 育てる会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 環境基本計画

(環境基本計画)

第 28 条 市長は、基本理念にのっとり、美しいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、南丹市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ第 29 条に定める南丹市環境審議会の意見を聞かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(環境審議会)

第 29 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、南丹市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は委員若干人をもって組織する。

3 委員は、恵み豊かな環境の保全及び創造に関して高い識見を有する者の中から、市長が委嘱する。

4 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

第 11 章 補則

(委任)

第 30 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の生活を見直し町を美しくする条例(平成 2 年園部町条例第 1 号)、八木町環境保全推進委員設置規則(平成 13 年八木町規則第 1 号)、日吉町の自然を守り町を美しくする条例(平成 9 年日吉町条例第 26 号)又は美しい町づくり条例(平成 4 年美山町条例第 17 号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

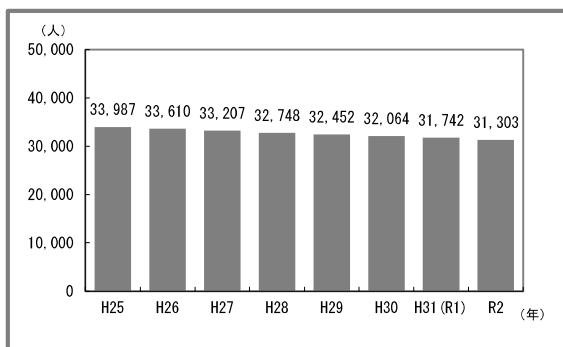
3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日条例第 15 号)
この条例は、公布の日から施行する。

資料2 市の概況

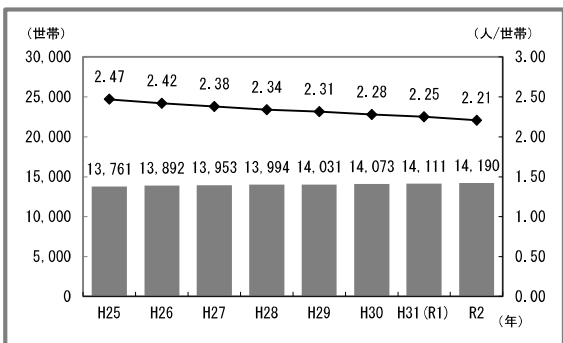
人口（資料：住民基本台帳 4月1日値）

本市の令和2(2020)年の人口は、31,303人となっており、平成12(2000)年をピークに微減少傾向にあります。



世帯数（資料：住民基本台帳 4月1日値）

本市の令和2(2020)年の世帯数は、14,190世帯となっています。一方で、1世帯あたりの世帯人員は、2.21人と年々減少傾向にあり、核家族化の進行がうかがえます。



土地利用（資料：京都市市町村のあらまし）

本市の土地利用は、森林が87.9%と最も多く、次いで耕地(4.4%)、宅地(1.4%)の順となっており、森林が市域の大半を占めています。

交通（資料：京都市市町村のあらまし）

本市の道路基盤は、北部に国道162号、南部に京都縦貫自動車道(国道478号)、国道9号、国道372号、国道477号、南北に貫く府道園部平屋線が走っており、さらに市内を走る各府道が国道へのアクセス道路となっています。

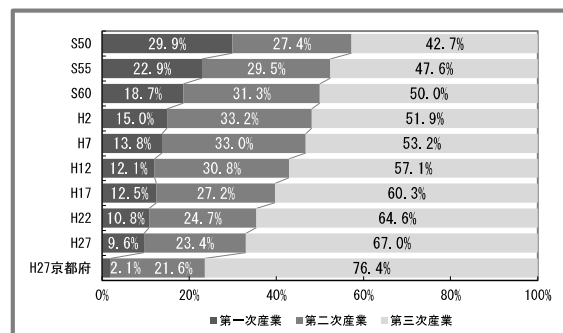
また、鉄道は南東の京都市から北西にかけてJR山陰本線が走っており、京都市などの通勤圏にあります。さらにJR山陰本線京都～園部間については完全複線化しています。

バス交通は、市営バス、デマンドバス、コミュニティバス(通称ぐるりんバス)が運行しているものの、人口減少や高齢化などの要因により路線バスの利用者は減少傾向にあります。

産業分類別就業者数（資料：京都府統計書）

平成27(2015)年における15歳以上の就業者数は15,945人となっており、減少傾向にあります。

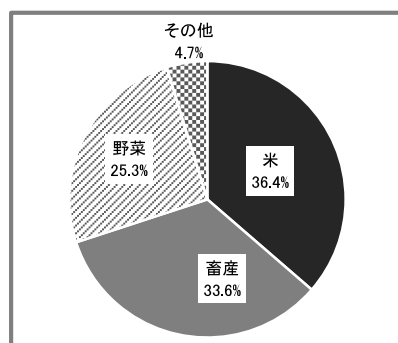
京都府と比較すると、本市は第1次や第2次産業の占める割合が高く、特に第1次産業が全体に占める割合は京都府が2.1%なのに対し、本市は9.6%と高くなっています。



農林業（資料：平成30年市町村別農業産出額(推計)）

平成30(2018)年の農業生産額は約50.6億円となっており、米の占める割合が最も高く約36.4%、次いで畜産が33.6%、野菜が25.3%となっています。

本市は京のブランド製品の生産が盛んであり、ブランド製品として、みず菜、壬生菜、九条ネギ、伏見とうがらし、紫ずきん(黒枝豆)、新丹波黒大豆、京都大納言小豆などを生産しています。

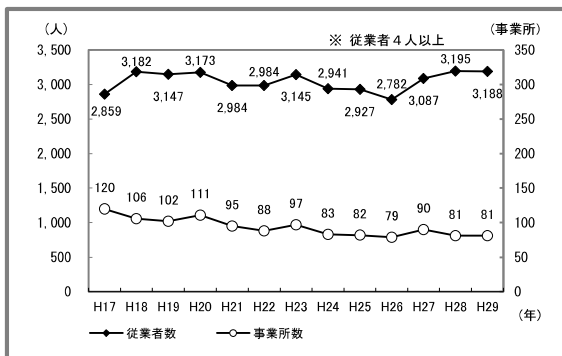


平成 27(2015)年の林家数は、1,189 戸、保有山林面積は 11,446ha となっており、特に日吉、美山地域においては林業が基幹産業として位置づけられ、暮らしの営みの中で森林が守り育まれています。

工業（資料：工業統計）

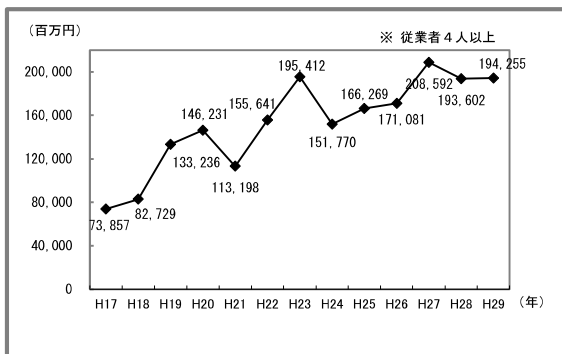
園部地域、八木地域では企業誘致が進んでおり、両地域の製造品出荷額は市全体の 90%を占めています。

製造業事業所数および従業者数はともに緩やかな減少傾向にありましたが、従業者数は平成 27(2015)年から増加傾向にあります。



【製造業事業所・従業者推移】

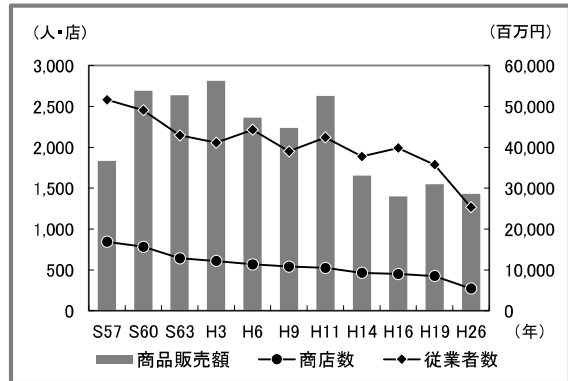
製造品出荷額は、増減を繰り返しており、近年は、平成 24(2012)年に一度減少し、その後緩やかな増加傾向にあります。



【製造品出荷額の推移】

商業（資料：商業統計、経済センサス活動調査）

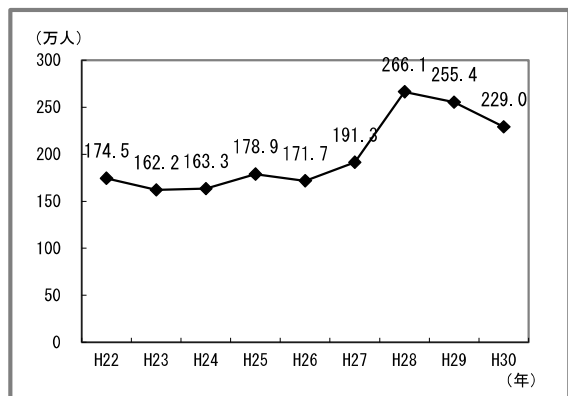
商店数および従業者数は、ともに減少傾向にあります。また、商品販売額は、平成 14(2002)年に大きく減少し、以降はほぼ横ばいに推移しています。



観光（資料：京都府ホームページ）

観光入込み客数は、170 万人程度で推移していましたが、平成 28(2016)年に急激に増加しています。これは、当年3月に京都丹波高原国定公園が誕生したことが影響していると考えられます。

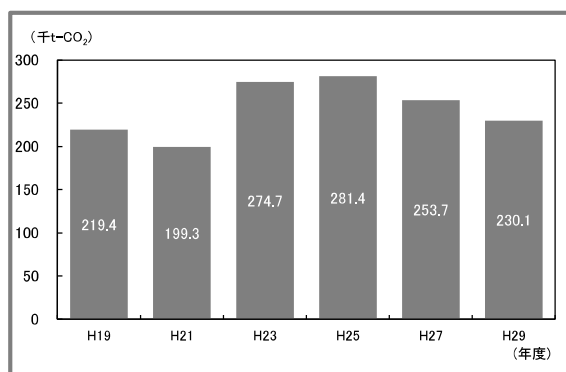
本市には、広大な自然林が広がり貴重な動植物が生息する芦生原生林、日本の原風景として注目を浴びる美山のかやぶきの里、「京阪神の水がめ」といわれる日吉ダム、四季折々の美しさを見せる景勝るり溪、桜並木で有名な大堰川河畔などの観光資源があり、多くの観光客が訪れています。



温室効果ガス総排出量

本市における平成 29(2017)年度の温室効果ガス総排出量は約 230.1 千トン(二酸化炭素換算)となっています。

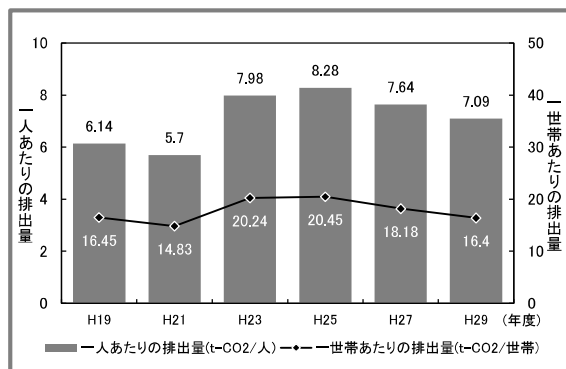
排出量は、平成 23(2011)年度から平成 25(2013)年度にかけて東日本大震災の影響による原子力発電所の運転停止や化石燃料の消費増加などが影響して温室効果ガスの排出量が増加していましたが、それ以降は節電の普及や電力・ガス小売の自由化が開始されたことなどにより減少傾向にあります。



一人・一世帯あたりの排出量

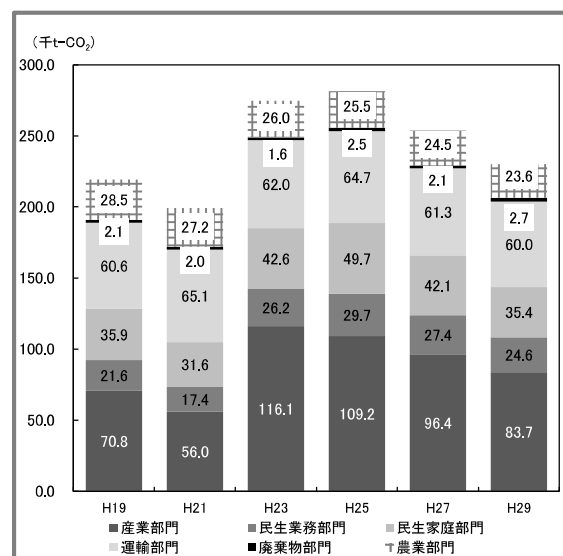
本市における平成 29(2017)年度の一人あたりの排出量および一世帯あたりの排出量はそれぞれ約 7.09トン、16.4トンとなっています。

総排出量と同様に、平成 23(2011)年度から平成 25(2013)年度にかけて増加していましたが、それ以降は減少しています。



部門別温室効果ガス排出量

本市における平成 29(2017)年度の部門別温室効果ガス排出量は産業部門が最も多く 83.7 千トンとなっており、次いで運輸部門(60.0 千トン)、民生家庭部門(35.4 千トン)、民生業務部門(24.6 千トン)の順で多くなっています。



資料3 アンケート調査結果概要

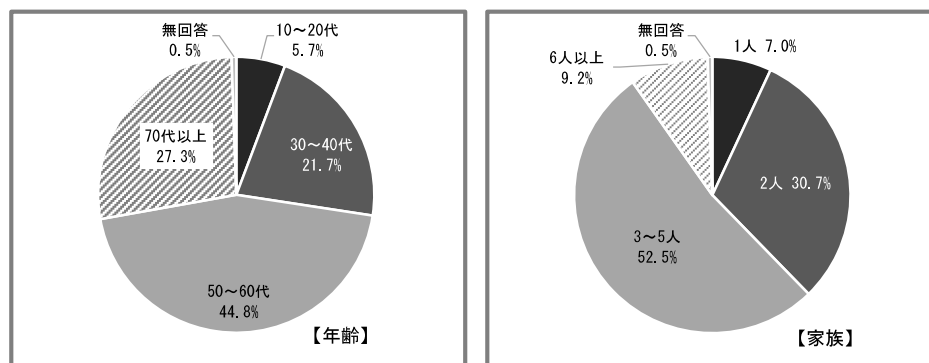
1 アンケート調査の概要

項目	市民	事業者	小中学生
調査対象	市内に住む 18 歳以上の市民	市内の事業者	市内の小中学校に通学する児童・生徒(各1学年)
調査時期	令和元(2019)年 11 月 18 日～ 令和元(2019)年 12 月 2 日		令和元(2019)年 12 月 10 日～ 令和2(2020)年 1 月 31 日
配布数	2,000 通	100 通	456 通
回収数	748 通	59 通	388 通
回答率	37.4%	59.0%	85.1%

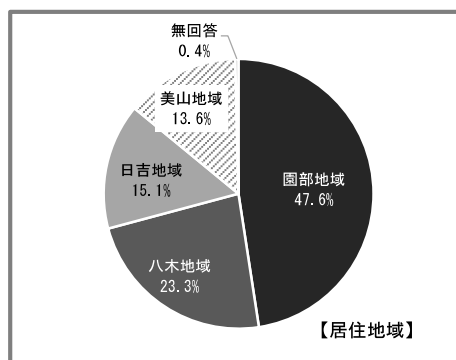
2 アンケート調査結果概要(市民)

回答者について

年齢は、50～60 代が最も高く 44.8%となっており、50 代以上が 72.1%を占めています。家族の人数は、3～5 人が最も高く 52.5%で、次いで 2 人が 30.7%と高くなっています。

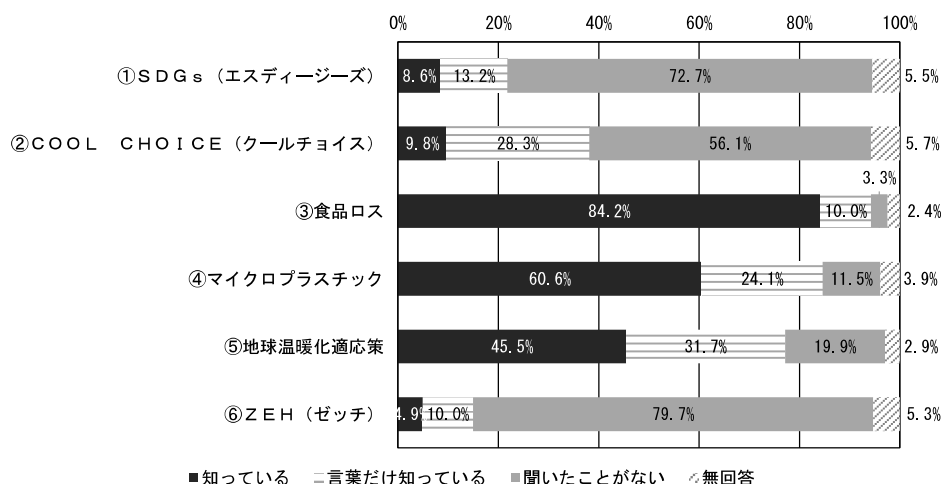


居住地域は、園部地域が最も高く 47.6%で、次いで八木地域が 23.3%と高くなっています。職業は、会社員・団体職員などが最も高く 19.0%で、次いでパート・アルバイトが 18.4%と高くなっています。



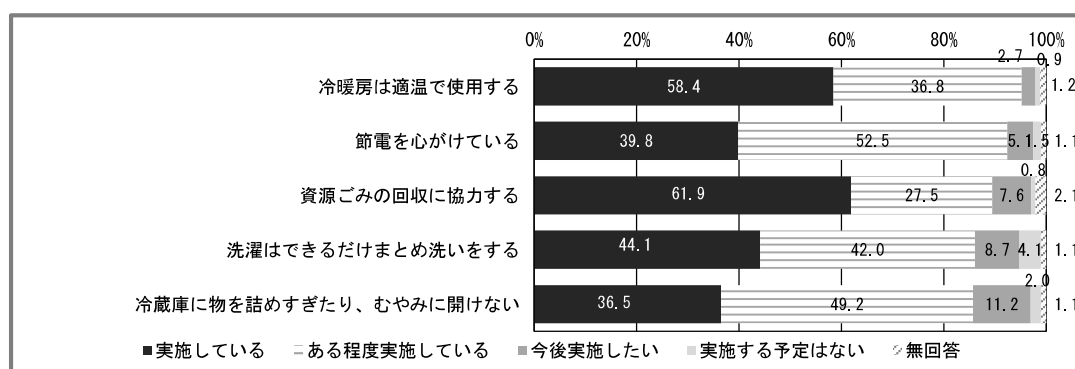
環境に関する用語の認知度

食品ロス、マイクロプラスチック、地球温暖化適応策は、「知っている」と「言葉だけ知っている」を合わせた割合が大半を占めており、認知度が高くなっています。一方、SDGs、COOL CHOICE、ZEHについては、いずれも「聞いたことがない」が大半を占めています。



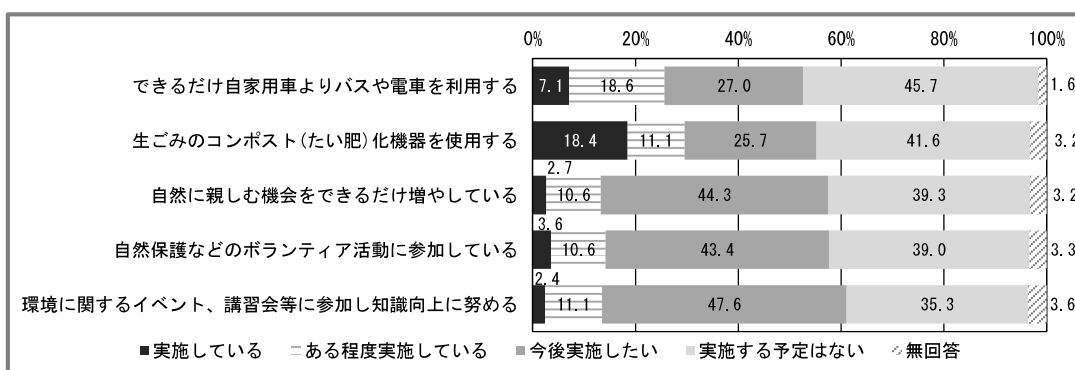
環境に配慮した行動の実施状況

「実施している」と「ある程度実施している」を合わせた割合が特に高い項目は、「冷暖房は適温で使用する」、「節電を心がけている」、「資源ごみの回収に協力する」などとなり、回答者の大半が実施しています。



【「実施している」と「ある程度実施している」を合わせた割合が高い上位5行動】

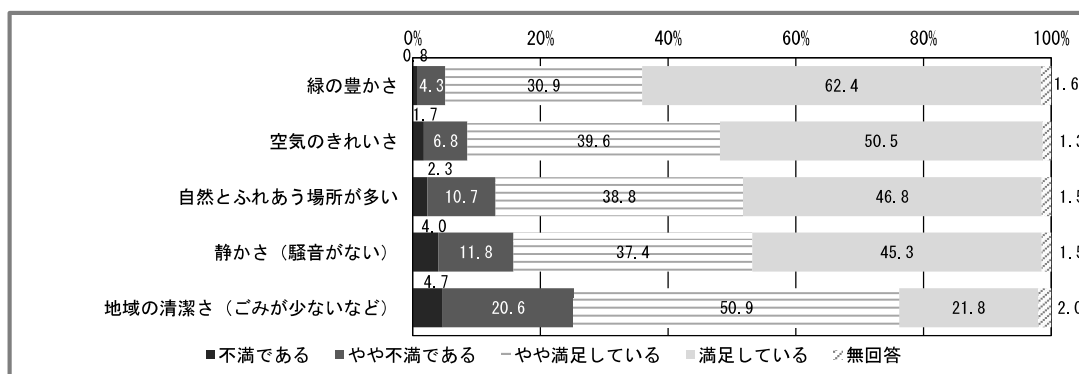
一方、「実施する予定はない」の割合が高い項目は、「できるだけ自家用車よりバスや電車を利用する」、「生ごみのコンポスト(たい肥)化機器を使用する」、「自然に親しむ機会をできるだけ増やしている」などとなっています。



【「実施する予定はない」の割合が高い上位5行動】

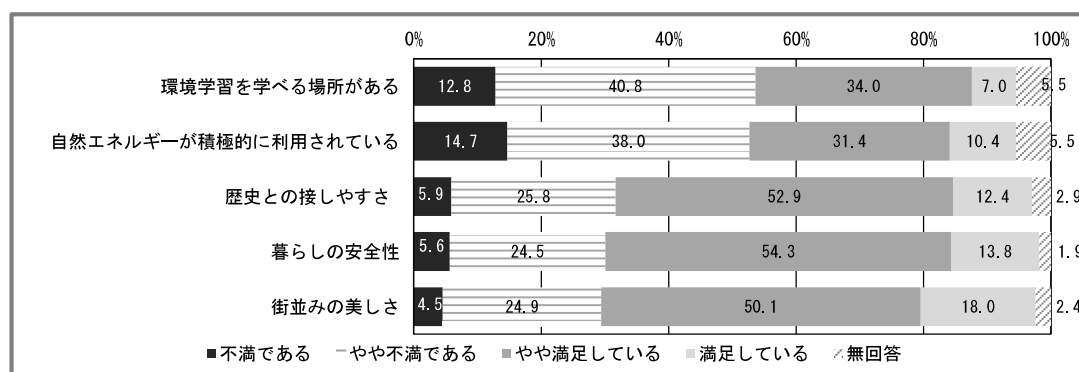
お住まいの地域の環境

お住まいの地域の環境に対する満足度について、「満足している」と「やや満足している」を合わせた割合が高い項目は、「空気のきれいさ」、「緑の豊かさ」、「自然とふれあう場所が多い」などとなっています。



【「満足している」と「やや満足している」を合わせた割合が高い上位5項目】

一方、「不満である」と「やや不満である」を合わせた割合が高い項目は、「環境学習を学べる場所がある」、「自然エネルギーが積極的に利用されている」、「歴史との接しやすさ」などとなっています。



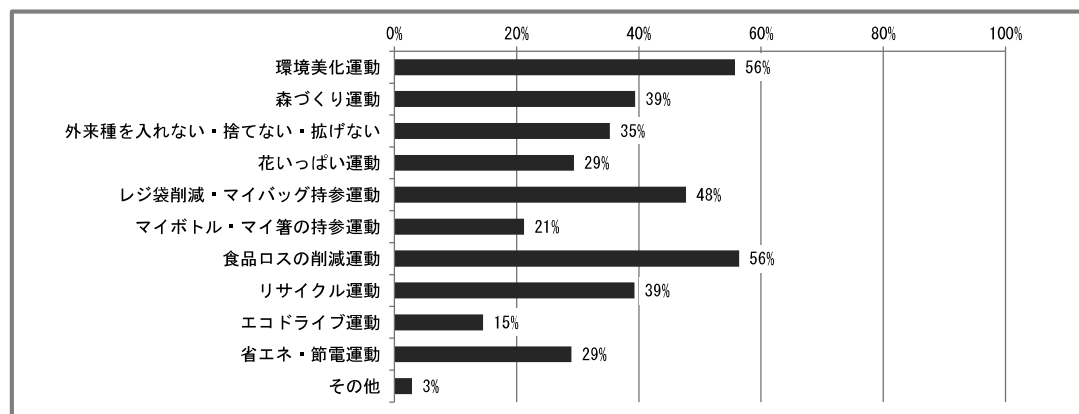
【「不満である」と「やや不満である」を合わせた割合が高い上位5項目】

将来の環境のイメージ

将来の環境のイメージとして1番目に望むイメージは、「空気・水のおいしいまち」が最も高く28.9%で、次いで「豊かな自然を大切にすまち」が19.0%と高くなっています。

市民が主体となって進めていくことが望ましい取組

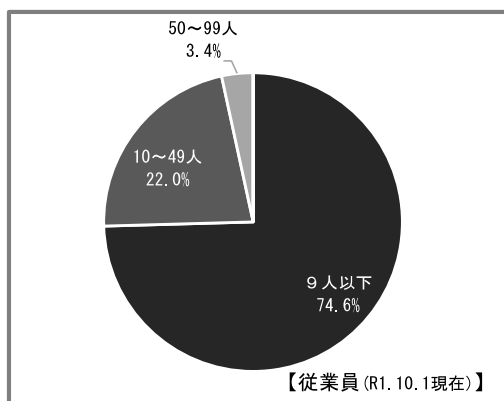
市民が主体となって進めていくことが望ましい取組は、「食品ロス削減運動」が最も高く56.4%で、次いで「環境美化運動」が55.7%と高くなっています。



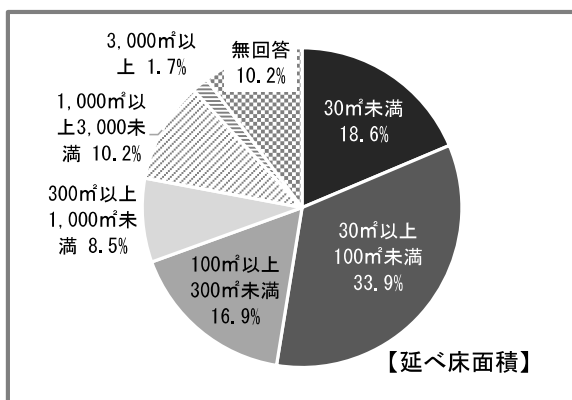
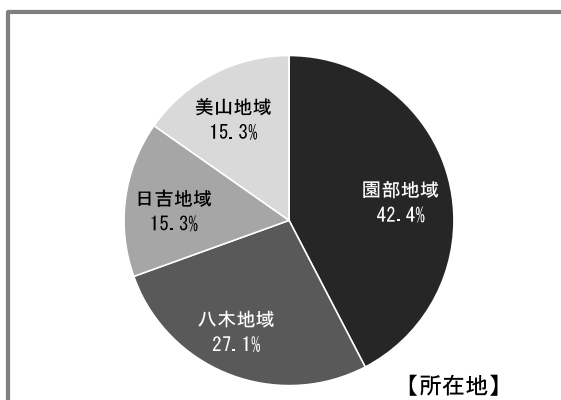
3 アンケート調査結果概要(事業者)

回答者について

業種は、卸売・小売業が最も高く 57.6%で、次いで建設業が 13.6%と高くなっています。従業員数は、9 人以下が最も高く 74.6%で、次いで 10～49 人が 22.0%と高くなっています。

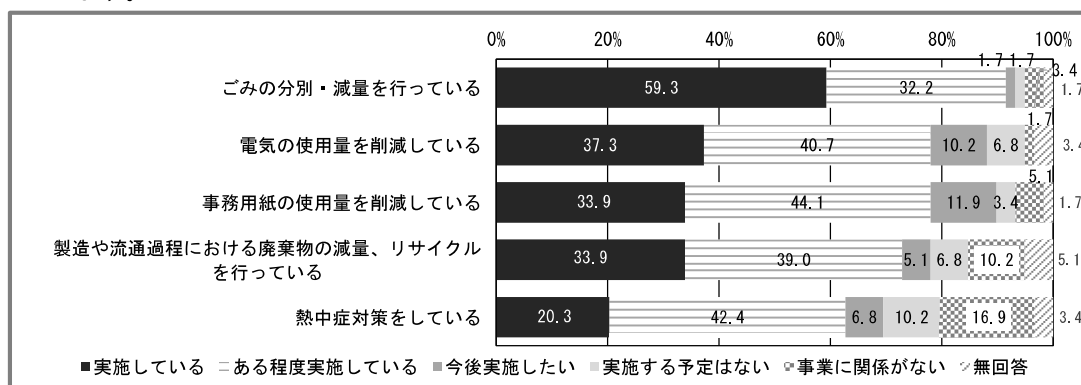


事業所の所在地は園部地域が最も高く 42.4%で、次いで八木地域が 27.1%と高くなっています。延べ床面積は、30m² 以上 100m² 未満が最も高く 33.9%で、次いで 30m² 未満が 18.6%と高くなっています。



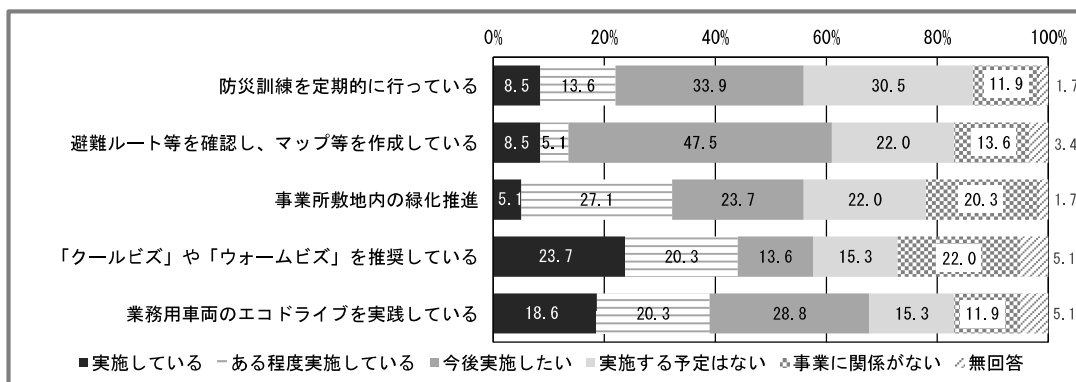
環境に配慮した取組の実施状況

「実施している」と「ある程度実施している」を合わせた割合が特に高い項目は、「ごみの分別・減量を行っている」、「電気の使用量を削減している」、「事務用紙の使用量を削減している」などとなっています。



【「実施している」と「ある程度実施している」を合わせた割合が高い上位5項目】

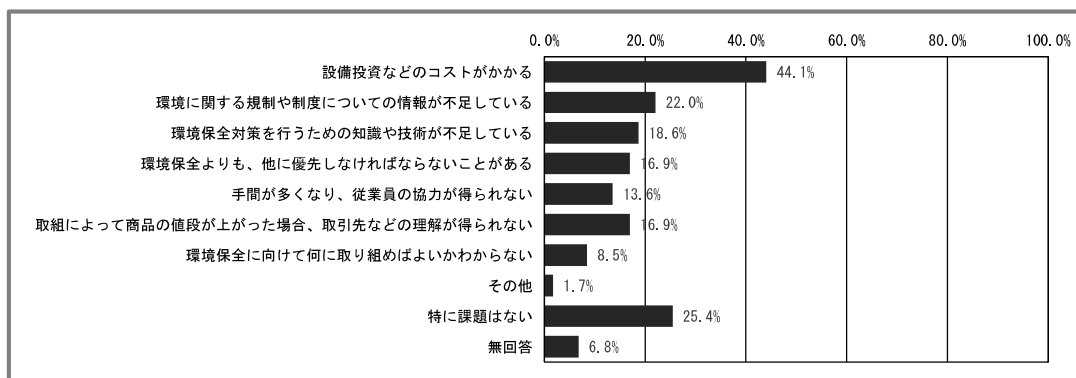
一方、「実施する予定はない」の割合が高い項目は、「防災訓練を定期的に行っている」、「避難ルート等を確認し、マップ等を作成している」、「事業所敷地内の緑化推進」などとなっています。



【「実施する予定はない」の割合が高い上位5行動】

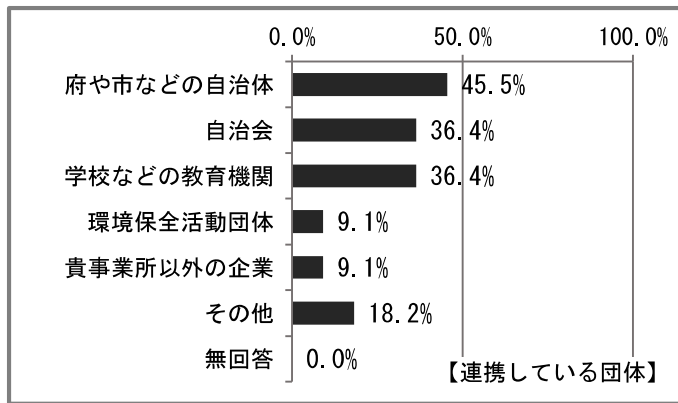
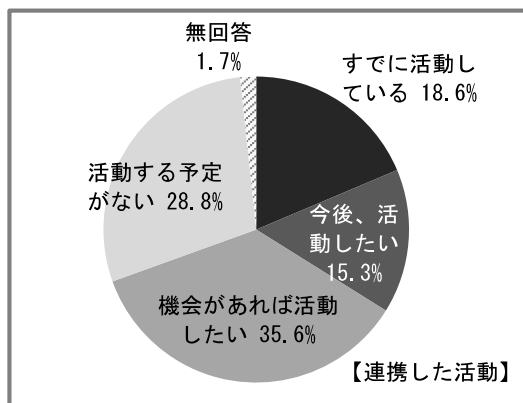
環境保全に取り組む上で、課題や問題となること

環境保全に取り組む上で、課題や問題となることとして、設備投資などのコストが多く挙げられています。



ほかの団体などとの連携した環境保全活動について

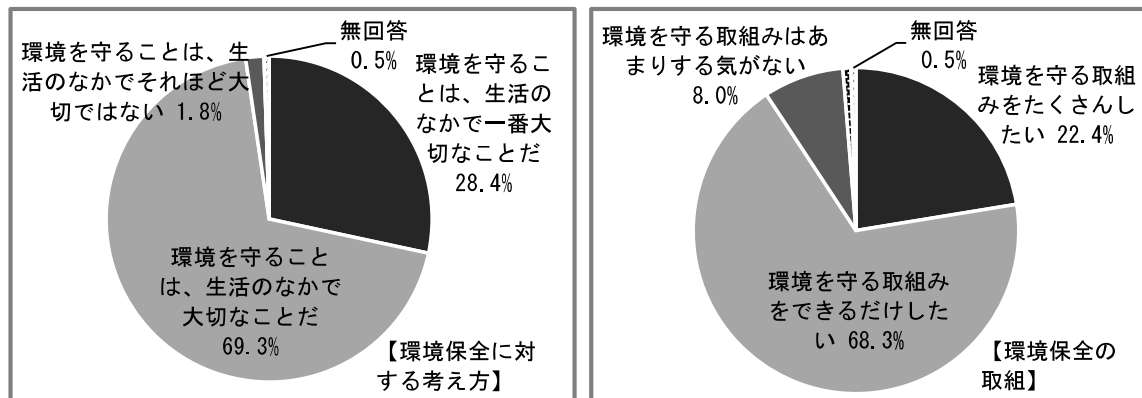
ほかの団体などとの連携した環境保全活動について、すでに活動しているが約 18.6%を占めています。連携している団体としては、府や市などの自治体や自治会、学校などの教育機関が大半を占めています。また、連携して行っている活動の内容としては、大半が清掃美化活動となっています。



4 アンケート調査結果概要(小中学生)

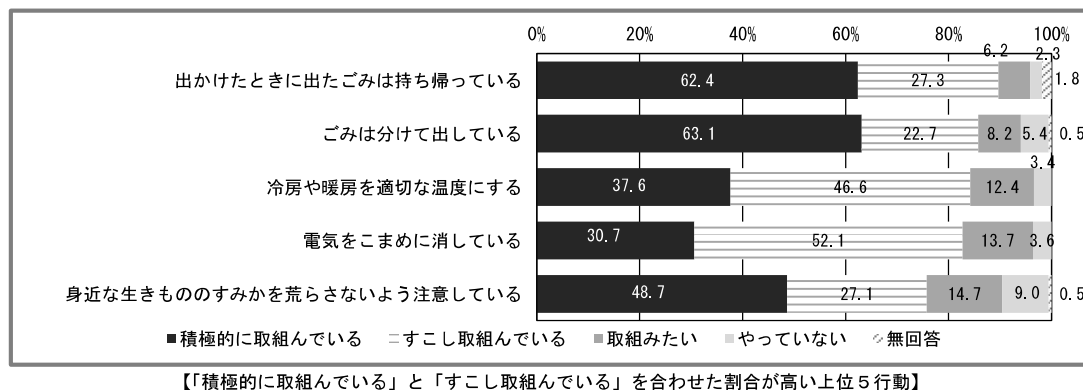
環境保全に対する考え方

環境保全に対する考え方は、「環境を守ることは、生活のなかで大切なことだ」が半数以上を占めており、「環境を守ることは、生活のなかで一番大切なことだ」と合わせるとほとんどの小中学生が環境保全の大切さを理解していると考えられます。また、環境保全の取組は、「環境を守る取組みをできるだけしたい」が半数以上を占めており、「環境を守る取組みをたくさんしたい」と合わせるとほとんどの小中学生が環境保全への取り組みに意欲的であることがうかがえます。

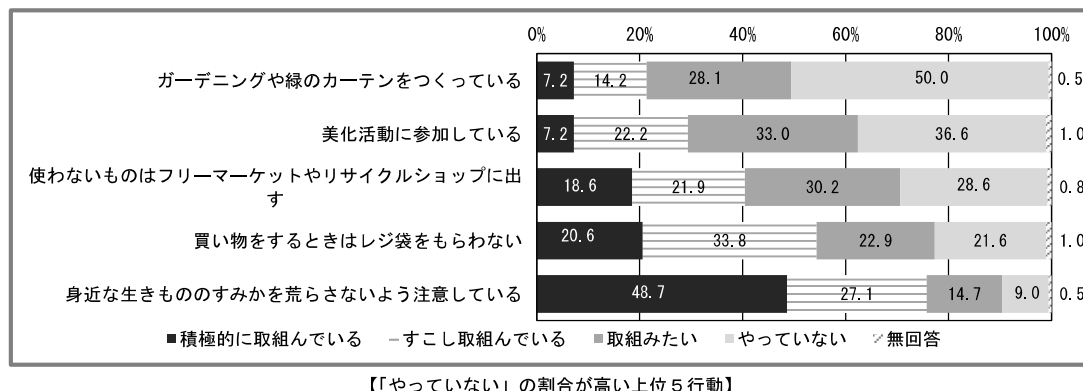


環境に配慮した行動の実施状況

「積極的に取組んでいる」と「すこし取組んでいる」を合わせた割合が特に高い項目は、「出かけたときに持ったごみは持ち帰っている」、「ごみは分けて出している」、「冷房や暖房を適切な温度にする」などとなり、回答者の大半が実施しています。

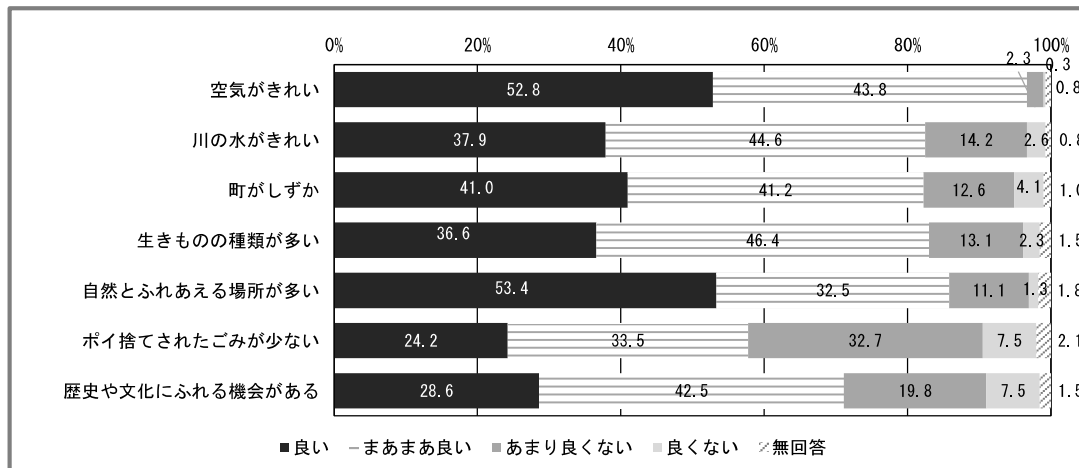


一方、「やっていない」の割合が高い項目は、「ガーデニングや緑のカーテンをつくっている」、「美化活動に参加している」などとなっています。



お住まいの地域の環境

お住まいの地域の環境に対する満足度について、「良い」と「まあまあ良い」を合わせた割合が高い項目は、「空気がきれい」、「自然とふれあえる場所が多い」、「川の水がきれい」などとなっています。一方、「良くない」と「あまり良くない」を合わせた割合が高い項目は、「ポイ捨てされたごみが少ない」で、40.2%となっています。



将来の環境のイメージ

将来の環境のイメージとして1番目に望むイメージは、「空気・水のおいしいまち」が最も高く、次いで「ごみのない(少ない)きれいなまち」「豊かな自然を大切にするまち」が高くなっています。

南丹市の環境をさらに良くするためのアイデア

●人づくりに関すること

- ・環境問題の事について話し合う場を設ける。
- ・市の豊かな緑を活かし、民宿を作ったりして市外の人に南丹の魅力を知ってもらおう。
- ・防災無線や南丹テレビで呼びかける。

●生活環境に関すること

- ・ごみ箱を増やすとともに、箱に絵を描いたり、ごみ箱に入れると音になる楽しいごみ箱を作る。
- ・どれだけごみを集められたかを競うイベントを行う。
- ・ごみを拾った分だけ点数が貰え、景品と交換できる仕組みを作る。
- ・スタンプラリー形式でごみ拾いを行う。
- ・ポイ捨てをしないようにごみ袋を持参する。(観光客含む)
- ・地域の人や授業で定期的にごみ拾いを行う。

●地域環境資源

- ・自然を増やして、イルミネーションを行う。
- ・自然を大切にしよう！などのポスターをつくって呼びかける。

●その他

- ・祭りなどでエコバックを配る。
- ・バスに一定回数乗ったら割引になる仕組みを作る。
- ・こういったアンケートを積極的に行い、結果を実行できるようにする。

資料4 数値指標の設定根拠

指 標			基 準	目 標	備 考
基本目標1 人づくり	小中学校を対象とした出前講座の開催回数	市が小中学生を対象に行った出前講座の年間開催回数	1件/年(R1) ----- 実績 ----- 園部第二小学校（ごみの分別・排出方法とごみ処理の現状について）	11件/年(R12)	市内の小中学校(11校)各1回実施することを目指す
	SDGsに関する情報の発信回数	市が一年間(4月～翌3月)に発信したSDGsに関する情報※の回数	0回/年(R1) ----- 実績 ----- 広報なんたん :0回 市の公式LINE:0回	9回/年(R12) --- 内訳 --- 広報なんたん :3回 市の公式LINE:6回	※SDGsや各ゴールの内容を説明したもの ※環境関連の情報に貢献するSDGsのアイコンを表記したもの 広報なんたん:四半期ごとの発信を想定 市の公式LINE:2ヵ月に1回の発信を想定
	SDGsの認知度	アンケート調査項目「環境に関する用語の認知度(SDGs)」において、「知っている」「言葉だけ知っている」と回答した市民の割合	21.8%(R1) ----- 実績 ----- 知っている :8.6% 言葉だけ知っている:13.2%	80.0%以上(R12)	R12はSDGsの目標年であるため、市民の大半がSDGsについて知っていることを目標とする
基本目標2 生活環境	不法投棄の年間発生件数	市が一年間(4月～翌3月)に報告を受けた不法投棄の発生件数(1回の報告を1件とカウントする)	153件/年(R1)	76件/年(R12)	不法投棄の報告件数は増加傾向にあるが、不法投棄防止対策の実施により、半減させることを目標とする
基本目標3 地域環境資源	年間間伐面積	年間の間伐面積	381ha/年(H30)	600ha/年(R6)	目標値は「第2南丹市地域創生戦略」の指標「間伐実績」(p6)と整合 本計画の中間見直しに合わせて目標値の見直しを行う
	動植物に関するイベントの年間実施回数	動植物の観察会や意識啓発につながるイベント※の開催回数	3回/年(R1) ----- 実績 ----- 意識啓発講座(1回) 体験イベント(2回)	6回/年(R12)	※府などと連携したイベントも含む 市が参加する京都丹波高原国定公園ビジターセンター運営協議会が主催するイベントとの連携などにより、開催回数を2倍に増やすことを目標とする
	自然に親しむ機会をできるだけ増やしている市民の割合	アンケート調査項目「自然に親しむ機会をできるだけ※増やしている」において、「実施している」「ある程度実施している」と回答した市民の割合	13.3%(R1) ----- 実績 ----- 実施している :2.7% ある程度実施している:10.6%	18.0%以上(R12)	※ハイキングや川遊びなど自分の意志で自然とふれあうことを想定 地域の魅力の発信に努め、市民の地域への愛着が深まることで、2年に1%増加することを目指す

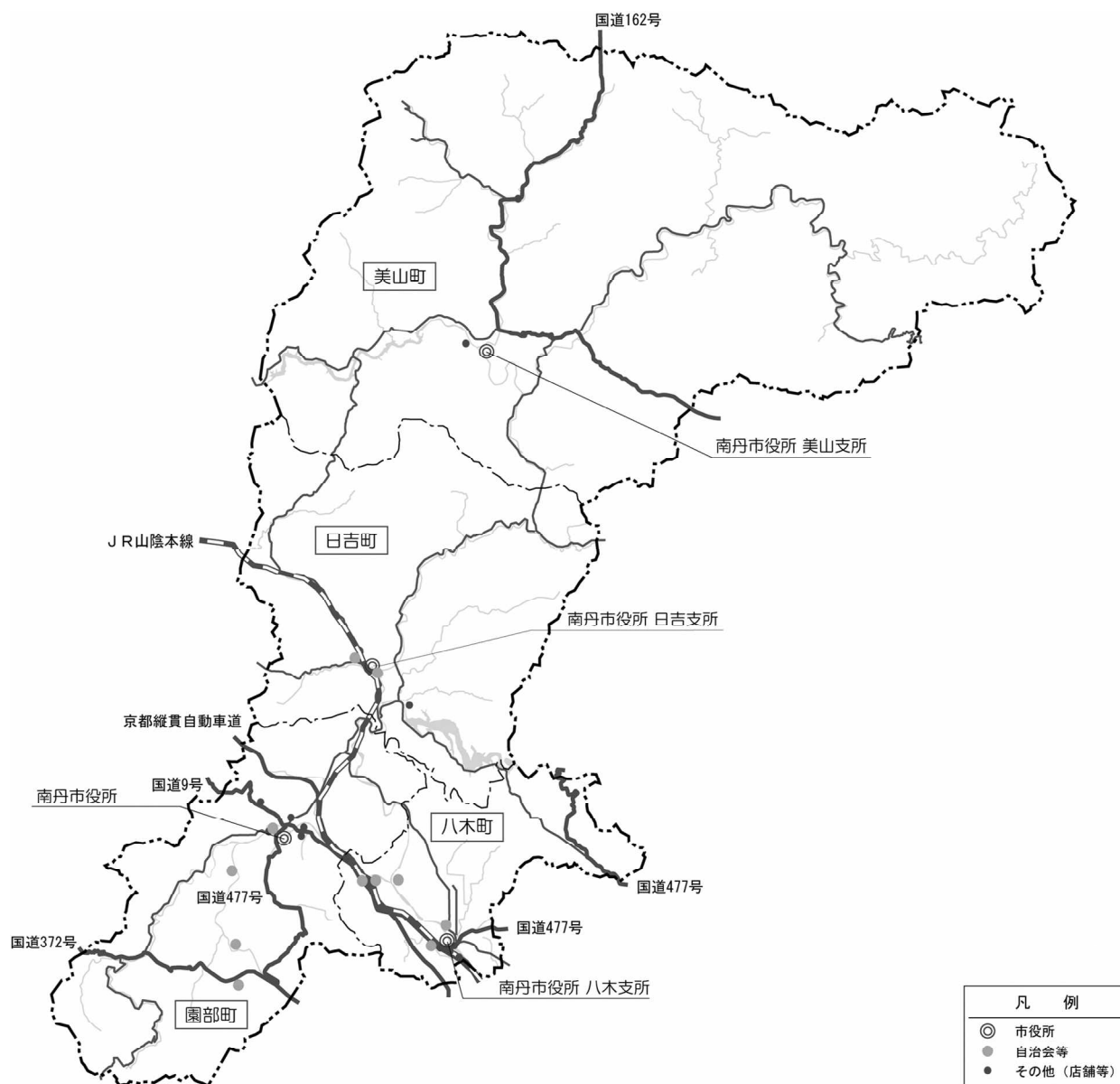
指 標			基 準	目 標	備 考
基本目標4 資源循環	集団回収事業による資源の収集量	市が実施する事業「集団回収事業」による収集量	376t/年(R1)	400t/年(R12)	近年最も多かった384t(H29実績)以上を目標とする
	3Rに関する情報の発信回数	市が一年間(4月～翌3月)に発信した3Rに関する情報の発信回数	0回/年(R1) ----- 実績 ----- 市の公式LINE:0回	3回/年(R12) --- 内訳 --- 市の公式LINE:3回	市の公式LINE:四半期ごとの発信を想定
	1人1日あたりのごみ排出量	リサイクルごみ回収量を除く市民1人1日あたりのごみ排出量	657g/日・人(H30)	600g/日・人以下(R12)	ごみの排出量は増加傾向にあり、近年最も少なかった612g(H27実績)以下、端数調整を行い600g以下にすることを目標とする
基本目標5 地球環境	薪ストーブ導入の補助件数(累計)	市が実施する事業「薪ストーブ及び木質ペレット購入助成事業」の補助累計件数	91件(累計)(H30)	210件以上(累計)(R12)	補助件数は増加傾向にあり、今後も活用する市民が増えることが見込まれるため、これまでの実績から1年に約10件増加することを目標とする
	事務・事業における温室効果ガス排出量	改定版 第2次南丹市地球温暖化対策実行計画(事務・事業編)に基づく算定	10,474.2 t-CO ₂ (H25)	6,284.5 t-CO ₂ (R12)	国が掲げる目標(R12年度に基準年度のH25年度比で民生業務部門の温室効果ガスを40%削減)と整合 本計画の中間見直し時に必要に応じて目標値の見直しを行う
	環境に配慮した住宅の導入状況	アンケート調査項目「環境に配慮した住宅への対応状況」において、「すでに導入している」と回答した市民の割合	28.1%(R1)	33.0%以上(R12)	環境に関する啓発が進み、2年に1%増加することを目標とする
	クールビズやウォームビズを推奨している事業者の割合	アンケート調査項目「クールビズやウォームビズを推奨している」において、「実施している」「ある程度実施している」と回答した事業者の割合	44.0%(R1)	55.0%以上(R12)	環境に関する啓発が進み、1年に1%増加することを目標とする

資料5 環境保全活動の紹介

●市内で行われている環境保全活動

活動区分	活動内容
環境美化活動	地域の身近な道路や河川を対象とした環境美化活動が行われています。
森づくり活動	森林の下草刈りや間伐、薪・炭・チップなど木質バイオマス燃料の普及啓発活動やシイタケなど林産資源の調査研究など、子どもから大人まで参加する森づくり活動が行われています。 この他、安全講習や観察会なども行われています。
環境保全型農業	家畜排せつ物由来の堆肥・液肥などを利用した環境保全型農業や農業の担い手の育成が行われています。
希少な動植物の保全・保護活動	ベニバナヤマシャクヤク群生地や中世木のセツブンソウなど希少な動植物の保全・保護活動などが行われています。
野外体験活動	るり溪や芦生の森、かやぶき民家などの地域資源を活かしたエコツアーリズムや人材育成などが行われています。
伝統工芸の保全活動	若手職人がものづくりや情報交換を行える共同工房の活用や展示・販売イベントの開催、子どもや一般向けの体験教室の開催などが行われています。
その他の環境保全活動	廃油を利用した環境にやさしい石鹸の製造や活用、普及啓発、不法投棄対策などが行われています。 環境に関する意識の醸成に向けて、環境パトロールやグリーンカーテン、研修会などが行われています。 子どもたちを対象とした野外活動体験の実施や環境保全活動の指導者育成が行われています。

●廃食油の回収場所



【廃食油の回収場所位置図】

資料 6 温室効果ガス排出量算定資料

1 算定方法

●ガイドライン

温室効果ガス排出量の算定は、以下のマニュアルに基づき行いました。

地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)Ver. 1.0
(平成 29 年3月、環境省)
地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施 マニュアル算定手法編 Ver. 1.0
(平成 29 年3月、環境省)

●各種係数

温室効果ガス排出量の算定には、地球温暖化対策の推進に関する法律の施行令第 3 条に規定されているエネルギー種別温室効果ガス排出係数を用いましたが、電気の排出係数については、毎年国から公表される「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)」の値を用いました。

<参考>

地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト (環境省)

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/index.html

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 (環境省)

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>

2 削減目標の考え方

●短期目標年度の削減目標について

本計画では、国の計画「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」(2016 年 5 月発表)で示されている対策・施策を基本とし、本市において実行可能な対策・施策のみを対象として削減量の積み上げを行いました。

削減量の算定の際は、国の活動量(人口、業務床面積など)を本市の活動量で按分することを基本とし、アンケート調査結果における省エネ・再生可能エネルギーの導入意欲や本市の環境特性を踏まえ、活動量を調整しました。

【目標排出量の部門別目安】

(千t-CO₂)

部門別	基準年度 (2013)	現況年度 (2017)	短期目標年度(2030)				削減率(%)		
			将来推計	削減目標量	対策後 排出量 (目標排出量)	排出割合 (%)	基準 年度比	現況 年度比	将来推計 比
産業	109.2	83.7	73.4	8.5	64.9	34.4	40.6	22.5	11.6
業務	29.7	24.6	21.4	8	13.4	7.1	54.9	45.5	37.4
家庭	49.7	35.4	29	5	24	12.7	51.7	32.2	17.2
運輸	64.7	60.0	63.6	1.8	61.8	32.8	4.5	-3	2.8
廃棄物・農業	28	26.3	25.4	1.1	24.3	12.9	13.2	7.6	4.3
計	281.4	230.1	212.8	24.4	188.4	100	33.0	18.1	11.5

●長期目標年度の削減目標について

平成 27(2015)年に「パリ協定」が採択されて以降、各国で様々な取組が進められており、わが国においても令和2(2020)年に「温室効果ガスの排出量を 2050 年までに実質ゼロにする」方針を発表しています。

また、京都府も同年に「2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す」ことを宣言しており、本市においてもこれらの目標と整合を図るため、「2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す」ことを目標とします。

なお、本計画策定後に温室効果ガスの削減目標について大きな動きがあった場合、必要に応じて計画見直し時に目標の変更などを再度検討します。

資料 7 計画の策定体制と経緯

1 計画の策定体制

【南丹市環境審議会 委員名簿】

(敬称略)

No.	役 職	委 員 名	所 属 など
1	会長	丹羽 英之	京都先端科学大学
2	副会長	小中 昭	南丹市の環境を守り育てる会
3	委員	芦田 美子	京都府地球温暖化防止活動推進委員
4	委員	宇野 齊	日吉町森林組合
5	委員	太田 喜和	京都府南丹保健所
6	委員	中田 善弘	南丹市小中学校校長
7	委員	宮田 洋二	京都府地球温暖化防止活動推進委員
8	委員	森 雅彦	船井郡衛生管理組合
9	委員	山内 富美子	美山町環境保全対策協議会
10	委員	山内 守	南丹市

2 策定の経緯

年 月 日	会 議 など	主な検討内容
令和元(2019)年 10月15日	第 15 回 南丹市環境審議会	・第2次南丹市環境基本計画の概要などについて ・計画の基本的事項について ・アンケート調査について
令和2(2020)年 1月16日	第 16 回 南丹市環境審議会	・南丹市の環境に関する市民アンケート結果について ・ワークショップの開催について
令和2(2020)年 10月6日	第 18 回 南丹市環境審議会	・第2次南丹市環境基本計画素案について ・第2回ワークショップについて
令和2(2020)年 11月27日	第 19 回 南丹市環境審議会	・第18回南丹市環境審議会の主な意見とその対応について ・数値指標について ・第2次南丹市環境基本計画素案について
令和 3(2021)年 1月12日～ 1月29日	意見募集	・第2次南丹市環境基本計画素案について
令和 3(2021)年 2月10日	第20回 南丹市環境審議会	・意見募集の結果について ・第2次南丹市環境基本計画について ・第2次南丹市環境基本計画 概要版について

用語解説

あ行

エコツーリズム	自然環境や歴史文化などの地域資源を対象とし、それらを活かした体験活動や観光を通して、地域の自然環境や歴史文化の保全性と持続可能性を考慮するツーリズム(旅行、レクリエーションのあり方)のこと。
エコマーク	様々な商品(製品およびサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルの一つ。
SDGs (エスディーゼーズ)	平成 27(2015)年9月に国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成される国際社会共通の目標のこと。
温室効果ガス	二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、亜酸化窒素(N ₂ O)、フロンなど、気体のうち赤外線(熱)を吸収する能力を持つもののこと。

か行

環境ラベル	製品や、パッケージ、広告などで、商品(製品やサービス)の環境に関する情報を消費者に伝えるラベルのこと。エコマークやグリーンマーク、統一省エネラベルなどがある。
クールシェア	オフィスや家庭での節電につなげる取組「クールビズ」からさらに一步踏み込み、家庭のエアコンなどを消して公共施設などのクールシェアスポットに出かけ、涼しい場所をみんなでシェアすることで節電につなげる取組のこと。
COOL CHOICE (クールチョイス)	令和12(2030)年度に温室効果ガスの排出量を平成25(2013)年度比で 26%削減するという国の目標達成のために、省エネ・高効率製品への買換えやライフスタイルの選択など、地球温暖化対策を進めるための「賢い選択」をしていく取組のこと。
グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災などの多様な効果を得ること。
光化学オキシダント	工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれる硫化・窒素酸化物などが太陽光によって変化した有害物質のこと。 濃度が高く空が白く「もや」がかかった状態を「光化学スモッグ」と呼び、目や呼吸器系などへの悪影響が懸念されている。

さ行

再生可能エネルギー	太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのことであり、特徴として、永続的に利用でき、どこにでも存在してCO ₂ を排出しない(増加させない)がある。
CSR(シーエスアール)	Corporate Social Responsibility の略。社会貢献活動。企業活動や利害関係者との活動において、自主的に社会や環境問題に対する配慮を組み入れることをいう。
食品ロス	まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。
スマートメーター	記録型計量器。HEMS などを通じた電気使用状況の見える化を可能にする電力量計のこと。
生態系ピラミッド	生態系は「食う」「食われる」という食物連鎖によって成り立っており、この食物連鎖の関係を栄養段階の低い順に下から積み上げた模式図のこと。
生物多様性	生物に関する多様性を示す概念のこと。生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性(遺伝的多様性、種内の多様性とも言う)から構成される。

ZEB(ゼブ)	Net Zero Energy Building の略。オフィスビルなどを中心とする業務部門におけるエネルギー消費量を、建築物・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用などにより削減し、年間のエネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ又は概ねゼロとなる建築物のこと。
ZEH(ゼッチ)	Net Zero Energy House の略。住宅の高断熱化や高性能設備の導入によって、快適な室内環境を維持しつつ大幅なエネルギー消費量の削減を行うと同時に、太陽光発電などによって創られたエネルギーを活用することで、年間のエネルギー消費量の収支を概ねゼロとする住宅のこと。
た行	
地域循環共生圏	環境対策を進める上で地方と都市が互いに足りないものを補い、地域を元気にするような取組が行われている圏域のこと。
地産地消	「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物などをその地域で消費すること。
デマンド監視装置	企業の電力使用状況(最大需要電力や使用電力量)を常時監視して電気使用状況の見える化を可能にする電力量計のこと。
は行	
バイオマス	バイオマスは、生物資源(bio)の量(mass)を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」のことを示す。バイオマスには廃棄物系、未利用系、資源作物(エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物)があり、未利用系には稲わら・麦わら・もみ殻などが、資源作物としては、サトウキビやトウモロコシなどがある。
ハザードマップ	土砂災害や津波など、発生が予測される自然災害について、その被害の及ぶ範囲や被害の程度、避難場所や避難経路を示した地図。
パリ協定	世界共通の長期目標として、世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2度より十分下方に抑えるとともに、1.5 度に抑える努力をする国際的な約束のこと。
ヒートアイランド	都市部の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。
微小粒子状物(PM _{2.5})	大気中に浮遊している直径 2.5μm 以下の非常に小さな粒子のこと。大気汚染の原因の一つであり、呼吸器系など健康への悪影響が懸念されている。
フードバンク	安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などが提供し、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動のこと。
ま行	
マイクロプラスチック	紫外線や波風の影響で劣化した5mm 以下のプラスチックのこと。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。
緑のカーテン	ゴーヤやヘチマ、アサガオなど、つる性の植物を窓の外部に植えた自然のカーテンのことで、夏の日差しを遮るなど、省エネ効果があるとされている。



第2次南丹市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）含む）

発行年月：令和3（2021）年3月

編集：南丹市市民部環境課

〒622-8651 南丹市園部町小桜町47番地

電話：0771-68-0085 FAX：0771-63-0654

メールアドレス：kankyou@city.nantan.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/index.html>